



東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2025年11月号 | Volume 49

目次

01	今月のハイライト	p.1		
02	各国税務ニュース(2025年10月31日時点)	p.2-3		
	ベトナム	マレーシア	オーストラリア	シンガポール
	フィリピン			
03	セミナー情報	p.4		
04	各国問い合わせ先	p.5		

今月のハイライト

- ベトナム財務省は2025年10月21日、グローバル・ミニマム課税の実施に関する行政手続きを定めた決定第3563/QĐ-BTC号を発行しました。この決議には、ベトナムにおける構成事業体の通知、グローバル・ミニマム課税に係る申告書の提出等の行政手続きが含まれています。
- マレーシアにおいて2025年10月10日に2026年度税制改正案が発表されました。本改正案には新投資優遇フレームワークやマレーシア国内の製造業者から購入する固定資産等の加速償却など日系企業への影響が想定される複数の項目が含まれています。
- オーストラリア税務局は、グローバル・ミニマム課税に係る一定の申告書提出免除に関する草案文書を発表しました。この文書案はグローバル・ミニマム課税の対象となる多国籍企業グループのコンプライアンスコスト削減を目的としており、特定の事業体のグローバル・ミニマム課税に係る申告書提出義務の免除が盛り込まれています。

各国税務ニュース(2025年10月31日時点)

ベトナム



グローバル・ミニマム課税の実施に関する行政手続きを定めた決議の発行

2025年10月21日、財務省は決定第3563/QD-BTC号を発行し、ベトナムで事業を展開する多国籍企業(MNE)とその構成会社等が決議第107/2023/QH15号および政令第236/2025/NĐ-CP号を遵守するための正式な行政手続きを示しました。

個人所得税(PIT)に関する改正案

財政省は、個人所得税(PIT)法に関する最新の草案を公表しました。改正案の主な変更点は以下のとおりです。

- 課税対象の拡大、特定の種類の所得に対する税額計算方法の変更、所得の閾値と税率の調整
- 納税者および扶養家族に対する人的控除額の見直し、新たな控除の導入、給与所得に対する累進税率区分数の削減
- 免税・減税制度の改革
- 現行規則の不整合の是正による透明性と施行しやすさの向上

新PIT法は、2026年半ばの施行が見込まれており、一部規定は、早ければ2026年1月から発効される予定です。

対外貿易管理に係る新たな規制(草案)の公表

2025年9月、商工省は、現行の外国貿易管理法の指針となる政令69/2018に代わる新政令の第2次草案を公表しました。

マレーシア



2026年度税制改正案

2025年10月10日にマレーシアの2026年度税制改正案が発表されました。日系企業にも影響し得る主な項目として、以下が挙げられます。

(1) 新投資優遇フレームワーク

製造業向けのフレームワークは2026年の第1四半期に、サービス業向けのフレームワークは2026年の第2四半期に公表される予定です。

(2) 加速償却

国内の製造業者から購入する機械・設備等や、ソフトウェアの購入および開発費用等について、2課税年度で税務上の減価償却が完了する加速償却が認められます。2025年10月11日から2026年12月31日までの期間における対象資産の取得に適用されます。

(3) 不動産取得に係る印紙税

外国人(永住権者を除く)および外国の企業によるマレーシアの居住用不動産の取得に係る印紙税率が、4%から8%に引き上げられます(2026年1月1日以降の課税文書に適用)。

(4) 雇用契約書に対する印紙税

印紙税が免除となる雇用契約書の月給額の上限が、現行の300リンギットから、3,000リンギットに引き上げられます(2026年1月1日以降に締結する雇用契約書に適用)。

(5) 国外源泉所得の免税

マレーシアの企業が国内で受け取った国外源泉所得(国外配当など)について、その免税措置が2030年12月31日まで延長されます。

(6) 炭素税

マレーシアでは、2026年までに鉄鋼およびエネルギー部門を対象として炭素税が導入される予定です。

オーストラリア



Monthly Tax Update October

オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- 石油資源利用税(PRRT)に関する継続決定権付与のための法改正案
- 重要鉱物生産税制優遇措置に関する規制案
- オーストラリア税務局(ATO)の上場グループ担当税務副長官による大企業向けの重要な課題に関する議論
- 税務ポジション報告(RTP)スケジュール – ATO の調査結果
- ATO がトップ 100 およびトップ 1,000 納税企業の調査結果レポートをリリース
- 税の確実性に向けた ATO の調査結果報告
- Pillar 2 に係る一定の提出免除に関する草案文書

シンガポール



解散申請を行う企業に対する電子申告の義務化

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は法人の解散申請等に関するウェブページを更新し、2026 年 8 月 1 日以降、全ての法人において、解散に関する最終事業年度に係る法人税確定申告(免除申請を含む)の電子申告が義務化されることを公表しました。電子申告の義務化により、申告手続きが簡素化され、多くのケースにおいて 2 カ月以内の税額決定通知の受け取りが可能になると見込まれています。

2025 年予算案に基づく通達の更新

IRAS は 2025 年 9 月 30 日に、2025 年予算案による税制改正に基づき、下記の項目に係る通達を更新しました。

- Variable Capital Company に関するタックスフレームワーク
- 投資売却益に対する非課税措置に関する明確化
- 従業員株式報酬制度に係る費用の所得控除

その他のシンガポール税制の動向

上記の他、以下の改正等が行われています。詳細は Tax News をご参照ください。

- エンタープライズ・イノベーションスキームに関する通達の更新
- 個人所得税における無利子貸付等による便益算定のための利率の更新
- 外国税額控除の適用に関するフローチャート等の公表
- GST の還付に関する e-Tax Guide の更新(リテール向けおよび観光客向け)

フィリピン



電子請求書対応期限の延長

内国歳入庁(BIR)は 2025 年 10 月 16 日に電子請求書に関する歳入規則(RR No. 26-2025)を公表しました。2025 年 2 月 27 日に当初公表された RR No. 11-2025 では、電子請求書の発行義務対象となる納税者や、その対応期限(2026 年 3 月 14 日)が示されていましたが、今回公表された RR No. 26-2025 では、この対応期限が 2026 年 12 月 31 日に延長されています。

セミナー情報

持続的な成長を牽引する CFO 組織への変革の鍵—マネージドサービスの活用—

本セミナーでは、外部のケイパビリティを活用し、企業が持続的な成長を実現するためのトランスフォーメーションに向けた取り組みを紹介します。特に早急に対応が必要な非財務情報の開示対応、生成 AI を活用したビジネスプロセスの効率化などの事例を踏まえた推進方法を詳しく取り上げます。

配信期間：2025年6月10日(火)～12月26日(金)

日豪税務コネクトーPublic Country by Country Reporting—

2024年7月より施行された「オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポート」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社および豪州現地法人にとって重要な対応事項となっています。その広範な適用範囲と透明性の観点から、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。ウェブキャストでは日本語で以下の内容を説明いたします。

- オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポートの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- 他の制度や義務(例:EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告)との主な相違点
- 日日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応(データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間：2025年11月26日(水)～

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、 濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原匡史、 余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、 武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平 松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academyについて

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらからご覧ください。](#)

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.